

税制抜本改革に係る論点整理

論 点

個人所得課税

- ・ 格差の是正
- ・ 所得再分配機能及び財源調達機能の回復
- ・ 金融証券税制のあり方

法人課税

- ・ 企業の国際的な競争力の維持・向上
- ・ 国内への立地の促進と雇用の確保
- ・ 国際的な協調等

消費税（今回の議論において提起された論点）

- ・ 消費税収の使途・区分経理
- ・ 消費税率
- ・ いわゆる逆進性対策
- ・ 課税の適正化等
- ・ 国・地方の配分
- ・ 改革の実施（経済との関係）

消費課税（消費税以外）

- ・ 地球温暖化対策の観点

資産課税

- ・ 格差の是正
- ・ 現役世代への生前贈与による財産の有効活用

地方税制

- ・ 地方分権の推進
- ・ 国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保
- ・ 地方消費税の充実
- ・ 地方法人課税の見直し
- ・ 個人住民税の充実強化の検討
- ・ 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築

論点についての整理の方向

〔個人所得課税〕

論点（再掲）

- ・ 格差の是正
- ・ 所得再分配機能及び財源調達機能の回復
- ・ 金融証券税制のあり方

以下の方向性で整理することとしてはどうか。

◎各種の所得控除の見直し

○税率構造の改革

○給付付き税額控除については、所得把握のための番号制度等を前提に、関連する社会保障制度の見直しと併せて検討

○金融所得課税の一体化

◎平成 23 年度税制改正大綱において、緊要性の高い改革との位置づけで先行決定した事項がある項目

論点についての整理の方向

〔法人課税〕

論点（再掲）

- ・ 企業の国際的な競争力の維持・向上
- ・ 国内への立地の促進と雇用の確保
- ・ 国際的な協調等

以下の方向性で整理することとしてはどうか。

◎課税ベースの拡大等と併せ、法人実効税率の引下げ

◎平成 23 年度税制改正大綱において、緊要性の高い改革との位置づけで先行決定した事項がある項目

論点についての整理の方向

〔消費課税（消費税以外）〕

論点（再掲）

- ・ 地球温暖化対策の観点

以下の方向性で整理することとしてはどうか。

- ◎エネルギー課税については、地球温暖化対策の観点から、エネルギー起源 CO₂ 排出抑制等を図るための税を導入
- 地球温暖化対策に係る諸施策を地域において総合的に進めるため、地方公共団体の財源を確保する仕組みについて検討
- 車体課税については、地球温暖化対策の観点や国及び地方の財政の状況も踏まえつつ、簡素化、グリーン化、負担の軽減等を行う方向で見直しを検討
- ◎平成 23 年度税制改正大綱において、緊要性の高い改革との位置づけで先行決定した事項がある項目

論点についての整理の方向

〔資産課税〕

論点（再掲）

- ・ 格差の是正
- ・ 現役世代への生前贈与による財産の有効活用

以下の方向性で整理することとしてはどうか。

◎相続税の課税ベース、税率構造を見直し、負担の適正化

◎世代を超えた資産格差の固定化にも配慮しつつ、贈与税を軽減

◎平成 23 年度税制改正大綱において、緊要性の高い改革との位置づけで先行決定した事項がある項目

論点についての整理の方向

〔地方税制〕

論点（再掲）

- ・ 地方分権の推進
- ・ 国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保
- ・ 地方消費税の充実
- ・ 地方法人課税の見直し
- ・ 個人住民税の充実強化の検討
- ・ 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築

以下の方向性で整理することとしてはどうか。

P

〔 地方団体からの意見聴取の結果も踏まえ、成案決定
過程で検討 〕

論点についての整理の方向（消費税）

今回の議論において提起された論点	論点についての整理の方向	成案決定後、法案策定までに税調等で検討する制度の詳細設計に係る事項
<p style="text-align: center;">社会保障改革案（第Ⅲ章、第Ⅴ章）</p> <p>消費税込収の用途 ・ 区分経理</p>	<p style="text-align: center;">「主要税目の改革の方向性」における整理の方向 〔社会保障改革案第Ⅳ章「税制全体の抜本改革」の（注）に相当〕</p> <p>社会保障改革案に盛り込まれた左記の内容について審議を行い、意見の集約を図る</p>	<p>○ 消費税込収の用途を明確化するための具体的な措置の検討</p> <p>○ 具体的な改革のスケジュール等</p>
消費税率	<p>○ 改革後の社会保障費用の推計を踏まえ、社会保障給付の規模に見合った安定財源の確保に向け、まずは、2015年度までに段階的に消費税率（国・地方）を10%まで引き上げ、当面の社会保障改革にかかる安定財源を確保する</p> <p>○ これにより、2015年度段階での財政健全化目標の達成が見込まれ、「社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成」への一里塚が築かれる</p> <p>○ 将来的には、社会保障給付にかかる公費全体について、消費税込収（国・地方）を主たる財源として安定財源を確保する（再掲）</p> <p>（参考）民主党「税と社会保障の抜本改革調査会中間整理」 『消費税率が一定の水準に達し、税・社会保障全体の再分配を見てもなお「逆進性対策」が必要となった場合には、制度が複雑となり、また政治的な要因が働きやすい「複数税率」よりも、制度が簡素で、透明性の高い「還付制度」を優先的に検討する』</p>	<p>○ いわゆる逆進性対策の具体的な実施について、総合的に検討</p>
課税の適正化等	<p>○ 消費税制度の信頼性を確保するための一層の課税の適正化等の検討を進めることよいか。</p>	<p>○ 以下の諸事項に関する具体的な検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 簡易課税制度、免税点制度、インボイス等 ・ 個別間接税との関係等
国・地方の配分	<p>○ 消費税込収（国・地方）の具体的な充当先となる社会保障給付における国と地方の役割分担に応じた消費税込収（国・地方）の配分を実現し、国とともに社会保障制度を支える地方自治体の社会保障給付に対する安定財源の確保を図る</p>	<p>○ 具体的な国・地方間の配分割合</p>
改革の実施（経済との関係）	<p>○ 税制抜本改革については、経済動向等を踏まえつつ遅滞なく消費税込収を含む税制抜本改革を実施する</p>	<p>○ 具体的な改革のスケジュール等</p>